

■資料（根拠法令）

●議案第 1 号

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議決は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（１）～（４） 省略

（５） その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（６）～（１５） 省略

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会に議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規程により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。